

監査公表第19号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木達雄

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
健康医療部
保険医療課、介護保険課、地域包括ケア推進室、健康課、地域医療支援センター（地域医療支援室・訪問看護ステーション・しんしろ助産所）、作手診療所

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間
平成28年12月5日～平成29年3月27日

第5 監査の方法
平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、所管施設の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

健康医療部

【保険医療課】

指摘事項

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、保険事業運営の原資となるものである。被保険者の公平負担の観点から、収納率の向上に努められたい。

意見

平成30年度から、国民健康保険の運営主体（保険者）が新城市から愛知県になる。制度改正により調整を要する部分もあるが、国や県の動向に留意し、事務移行等がスムーズに行えるよう準備されたい。

【介護保険課、地域包括ケア推進室】

指摘事項

システムの変更、更新等にあっては、細心の注意を払って確認を行い、抽出等によりチェックされたい。

意見

委託事業としての地域包括ケアモデル事業は本年度をもって終了することとなるが、本市の地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き関係機関と連携、協力し、推進されたい。

【健康課】

意見

平成28年度（11月末現在）における委託業務契約64件のうち7割に当たる44件が一者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことのできないものと認められるが、予定価格の算定においては、他の自治体の同種の委託業務契約を参考に検証し、適正な価格での業務執行に努められたい。

【地域医療支援センター（地域医療支援室・訪問看護ステーション・しんしろ助産所）】

意見

訪問看護ステーションについては、現事務所から訪問看護利用者宅への移動距離が相対的に長いことから、職員の勤務時間に対して、移動時間に多くを費やしている。効率的な業務が行えるよう、事務所の設置場所を検討し、移設されたい。

【作手診療所】

意見

8年間ほど利用されていない医師住宅については、廃止等を含め、資産の有効活用を検討されたい。